
4. 市町村都市再生協議会

4-1. 市町村都市再生協議会（法第 117 条） H19 -

1.市町村都市再生協議会とは

■ 市町村都市再生協議会とは

- 都市再生整備計画の作成や実施に必要な協議を行うため、市町村毎に設置することができる法定協議会。
- 都市再生特別措置法改正（平成 26 年）により、立地適正化計画の作成や実施にも活用できるよう規定を整備。
- 多様な関係者との協議を経て立地適正化計画等を作成することにより、実効性を持った計画の作成が可能。
- 既存の協議会を束ねて一つのものとしたり、合同開催や構成員の相互乗り入れ等による柔軟な運用も可能。

■ 協議会の構成員

① 協議会を組織することができる者

- ・ 市町村
- ・ 都市再生推進法人、防災街区整備推進機構、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、歴史的風致維持向上支援法人
- ・ 上記法人に準ずる N P O 法人等

② 構成員に加えることができる者

- ・ 関係都道府県、U R、地方住宅供給公社、民間都市開発推進機構といった公的主体
- ・ 都市再生整備計画の区域内において公共公益施設を整備・管理し、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設等の整備に関する事業を実施する民間事業者
- ・ まちづくり団体や商工会、福祉・医療関係者、公共交通事業者等のまちづくりの推進を図る活動を行う者

③ 協議会が協力を要請することができる者

- ・ 関係行政機関（都道府県や隣接市町村等）
- ・ その他必要な者 等

II. 制度活用の特長

- 都市再生整備計画の作成及びその実施、同計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理について、関係者間での協議を円滑に進めることが可能となります。
- 市町村都市再生協議会は、都市再生整備計画に位置付けられた事業を実施する場合、市町村と同様に、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）による支援を受けることができます。【直接補助】

III. 設置事例

田名部まちなか再生協議会（青森県むつ市）

設置日：平成 24 年 7 月 13 日

構成員：むつ市、特定非営利活動法人、商店街振興組合、
商工会議所、民生委員児童委員協議会、青年会議所、
自治会



参考：市町村都市再生協議会規約の作成例について

- 市町村都市再生協議会規約を作成する場合、下記 URL から見本をダウンロードできますので、適宜ご活用ください。

<http://www.mlit.go.jp/toshi/common/000205044.pdf> （平成 31 年 4 月現在）

※ 3 ページで紹介している国土交通省ホームページ「官民連携関連施策」にも本ファイルへのリンク（市町村都市再生協議会規約（例））がありますので、併せてご確認ください。